



忘れていませんかワクチン接種!!

■MR（麻しん・風しん）予防接種

麻しん（はしか）・風しんの予防接種を次の対象者の人に通知しています。通知がきた人は必ず接種しましょう。3月31日を過ぎると有料になりますので、まだ接種が済んでいない人は早めに予防接種を受けましょう。また、予診票を失くした人は役場保険健康課もしくは総合福祉センター保健棟にて配布します。

対象者	
Ⅱ期（年長学年齢）	平成18年 4月 2日から 平成19年 4月 1日生まれ
Ⅲ期（中学1年）	平成11年 4月 2日から 平成12年 4月 1日生まれ
Ⅳ期（高校3年）	平成 6年 4月 2日から 平成 7年 4月 1日生まれ

▽接種の仕方…かかりつけの医療機関に電話で予約し接種してください。

▽接種期間…平成25年3月31日まで
接種期間を過ぎると有料になり10,000円程度の料金が発生します。この機会にぜひ接種しておきましょう。



参加者募集

** 腎臓病の予防教室 **

腎臓は臓器の中でも重要な臓器です。この機会に勉強してみませんか？低タンパク食の試食も用意しています。

- **とき** 3月1日（金）午前10時から午後1時まで
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **対象者** 健診等で血清クレアチニン値が男性1.0以上、女性0.8以上の人
- **募集人員** 20人
- **参加費** 無料
- **申し込み期限** 2月22日（金）までに電話でお申し込みください。

乳幼児健診・相談

2月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



健診内容	期 日	対象児
4か月健診	2月14日（木）	平成24年 9月20日から 平成24年10月17日生まれ
7か月健診	2月28日（木）	平成24年 6月29日から 平成24年 8月 2日生まれ
12か月健診		平成24年 2月 1日から 平成24年 2月29日生まれ
1歳半健診	2月 7日（木）	平成23年 7月11日から 平成23年 8月 7日生まれ
3歳児健診		平成22年 1月11日から 平成22年 2月 7日生まれ
乳幼児相談 <small>（身体測定・育児・栄養相談）</small>	2月27日（水）	平成24年12月25日から 平成25年 1月18日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。

- **とき** 2月6日、13日、20日、27日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）



予防接種

■BCG予防接種

- ▷ 4か月健診のときに一緒に行います
- ▷ 接種期間 生後6か月未満
- ▷ ところ 総合福祉センター保健棟



期 日	時 間
2月14日（木）	午後1時30分から2時まで
3月14日（木）	

国保の

国保からのお知らせです

そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番



交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

警察と

役場保険年金班に

必ず届け出を

交通事故に遭ったら、すぐに警察に届け出をしてください。同時に役場保険健康課保険年金班にも届け出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届け出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません。」と言われることがありますので、注意しましょう。

●必要なもの 保険証、印かん、事故証明書

①まず落ち着いて

落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。けが人の救護等が優先です。

②相手を確認

ナンバー確認のほか、運転免許証、電話番号、自賠責・任意保険の事項等を記録しましょう。



③必ず警察へ連絡を

警察への連絡を忘れてはいけません。後日、「交通事故証明書」が必要になります。同時に国保へ届けることも。



④示談は国保へ届け出してから

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦ってする必要はありません。



交通事故は、遭わない、起こさないが第一ですが、万一のための心掛は、しっかり持つておきましょう。

医療費は加害者が負担します

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担するべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

示談をするときには慎重にしましょう

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまうと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。そうなると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。内容によっては被害者の人に治療費を返還していただく場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

国保税はしっかり納めましょう

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなる場合がありますので、お気をつけください。

